

斟して立案した次第である。何分の決議と載きたい。

一と畜場建設特別委員長(田村利一) 本条例に付しては先日、の定例会で決定によりと畜場運営委員会の立場で審議をした。八王子の条例も参考とし都衛生局の意見を入れて作られたもので委員会においては承認された。

一オ工番(山下幸三) オ三系但書の時間外と殺は倍額とあるが、他の業者と競走する場合、このようなものはどちらに流れる結果と知らないか。

一町長(秋山誠一) 他の関係も調べるに時間外のと殺はあまりないようである。他所では三倍のところあり、二倍よりよいと思う。

一オ十二番(山下幸三) 施行規則オ四系の休業日の関係で、年末はどこでも二月の準備で相当肉を使うと思う。そこで暮に押迫つてと殺にくる者もあると思うが、この関係はどうか。

一町長(秋山誠一) そのことも委員会で検討されたが、と殺は獣医が立合うので、それが暮には来ない従つてと殺は出来ない、どこも全杯である。

一議 長(田村利一) 本件につき、異議の有無を問う。

異議なしの声多し

一議 長(田村利一) 議案オ七七号は異議なしものと認め、議案通り決定する旨を告げる。

日程オ三 契約締結同意、オに付して

一議 長(田村利一) 本件を工程する。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一町長(秋山誠一) 本件は条例の定めるところにより、三千円以上の購入契約につき、議決を必要とするもので宜しく決議をお願い。

その一に付しては新しい配水池とオ三水路を結ぶける場内の配管工事費、杖で一五〇耗管、一エ一米、一〇〇耗管、五〇米、その他のものである。金額は四二五、三七四、六三、杖工株式会社より購入するものである。これは三社より見積もりとり安いところ、注向した。

その二は、配水ポンプでこれは水を送り出すポンプで今あるものと同じもので、二一五、四で四台も布設する。現在あるものが荏原製作所のものであり、同じものの方が都合がよいのではないかと思うので、厚生委員会でも承認をされた。その三に付しては水道の水量計で自動的にどれだけの水が出るか調べる杖

械である。残った見本をとり横河電気の製品がよいと云うことで契約した。

一議 長(田村利一) 本件につき、要議をいふか。

一オ士番(山下幸三) その二の配水ポンプについて在系の製品は、各方面で具合が悪いと聞いているかどうか。

一町 長(秋山誠二) 水道課長より答弁させる。

一水道課長(眞田 眞) 今あるものは在系のポンプであるが故障なく廻っており大丈夫である。

一議 長(田村利一) 本件につき、要議の有無を問う。

要議なしの事あり

一議 長(田村利一) 議案オセ八子は要議なしのと認め、東京通リ決定する。

署名 議員送答

一議 長(田村利一) 署名議員送答は指名推薦により議長が指名するものと認め、諮り全会一致指名推薦と決定する。

諮り全会一致指名推薦と決定する。

一議 長(田村利一) 左記の者を指名し一名毎に全会に諮り全会一致署名議員と決定する。

員と決定する。

オ三十一番 田村祐一 オ三十二番 高橋三郎 オ三十四番 高橋彦市

一議 長(田村利一) 本日の会議を終了し、全会を閉じ、旨を述べる。

終了 午後 十二時十分

右会議の梗概を記録し相違ないことを証するため、こゝに署名する。

昭和三十一年十一月九日

福生町議会

議長 田村利一

議員 田村祐一

議員 眞田三郎

議員 高橋彦市



昭和三十三年十一月二十八日

才七回福生町議会々議録

福生町議会



オセ田福生町議会臨時会々議録

昭和三十一年十一月二十八日オセ田福生町議会臨時会も福生町役場に招集した。
出席した議員は左記の通りである。

オ一番 田村利一 オ二番 渡井 明 オ四番 瀬古清尚
オ五番 村尾四郎 オ六番 米泉 薫 オ七番 中森与一
オ八番 西村光人 オ九番 石川信義 オ十番 山下幸三
オ十一番 森田誠重 オ十三番 並木 芳 オ十四番 清水与市
オ十五番 井上頼太郎 オ十六番 設楽美知 オ十七番 石川常太郎
オ十八番 村尾禮吉 オ十九番 飯野富十郎 オ二十番 森田 茂一
オ二十一番 田村祐一 オ二十三番 大久保一郎

一地方自治法オ百三三条の規定により、会議事件説明のため出席を求め出席した者は
左記の通りである。

町 長 秋山 誠一 助 役 川 澄 金 吉 収入役 川 辺 堅一
総務課長 大野 忠一 税務課長 貫井 茂代次 土木課長 高水 求
産業課長 森田 猛 水道課長 眞田 眞 教育長 橋本 玄五郎

一本会の書記は尾記の通りである。

書記 上野重勝 町田倍二

一 会議事件及び議事日程は尾記の通りである。

日程オ一 決算承認について

(議案オ七九号)

日程オ二 昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算

(オ八〇号)

日程オ三 昭和三十一年度福生町下水道特別会計歳入歳出追加更正予算 (オ八一号)

日程オ四 昭和三十一年度福生町畜産と畜場特別会計歳入歳出追加更正予算 (オ八二号)

一 議 長 (田村利一) 午前九時三十分開会を告げる。

一 議 長 (田村利一) 本日の議事日程及び議案を告げる。

日程オ一 決算承認について (議案オ七九号)

一 議 長 (田村利一) 本件を上程する。

一 書 記 (上野重勝) 朗 読

一 町 長 (秋山誠一) 昭和三十一年度決算については、去る十月十五日監査委員会を閉

まり、一般会計、特別会計の決算監査を受けた。更に十月三十一日に總務委員会において承認を戴いた。詳細については収入役が説明を行う。大概を申し上げる。

らば一般会計の歳入関係で予算総額七九八五七五〇円に対し収入済額は八二四五四三七円であって一五〇八、一八七円の収入増となっており歳入は順調であった。

歳出面においては予算額七九八五七五〇円に対して、実支出済額は七四四二、〇〇〇円となっており、これに歳費別の内訳書で説明すると、消費的歳費と投資的歳費に分けて投資的歳費が三三、五三三、〇〇〇円となっており、総体の約半分に近い額となっている。主たるものは消防費の二七、〇〇〇、〇〇〇円、これは消防自動車の購入関係である。土木費については八、三三三、〇〇〇円、これは道路の改修工事その他の関係である。教育費は一、九三三、〇〇〇円、これの主たるものはオ一小学校分校建設費である。又社会労働施設費では町営住宅の建設費、関係を中心に七、八三三、〇〇〇円となっており、投資的歳費については以上の通りである。これに消費的歳費、公債費の四、四八、九四五円を加えて七四四二、〇〇〇円となり、歳入歳出差引して七三二、四九四円の繰越金であった。下水道事業の関係では歳入一、九三三、〇〇〇円に対し歳出は一、八三三、〇〇〇円となり、差引一、〇〇〇円の繰越金となる。

国民健康保険については、本年一月から一部負担金(窓口料金)になり、被保険者は

リ医師への払込も順調である。従つてその分の一部負担金を除いたものになる。
歳入については二八九三、五五円、歳出は二、二五三、二二円、差引一、九四〇、三三円、繰越
金となる。

公益負債については年々利用度が大きくなり、貸付金も多く順調な成績を挙げ
ている。歳入は九四、四三、五二円、歳出は九、一八、三、九四円となつており、差引八五、二五、
五八円の繰越となつてゐる。

以上で一般会計及び特別会計の概要を説明したので、宜敷く審議願いたい。

一 収入役(川辺堅一) 最初に一般会計の決算から説明をいたします。

昭和三十一年度の一般会計歳入決算額は八、四四、四三七円である。歳出決算額は
七、四二、四二、八四円であつて、歳入歳出差引残金は一、〇二、〇四、五九円であつてこれが
昭和三十一年度の繰越される。

一 オ十三番(田村祐一) 決算の内容については重要なことであるが、本決算は先般監
査委員、並に總務委員会で審議されてあり、特に監査委員におつて指摘さ
れた点又重要な部分について要点を説明願つて他は省略したい。

一 歳長(田村利一) オ十三番議員の発言につき異議の有無を伺ふ。

異議なしの声多し

一 歳長(田村利一) 異議ないものと認め、説明は要すのみに止める。

オ十三番森田誠重出席する。(九時四十五分)

一 収入役(川辺堅一) 要旨説明を行う。

一 歳長(田村利一) 休憩を宜する。

休憩 十時三十五分〜十時四十五分

オ八番西村光人退場

一 歳長(田村利一) 再会を告げる。

一 歳長(田村利一) 一般会計の決算について監査委員のオ十三番議員が欠席し
てゐるので、立会議員のオ十三番議員の報告を求めぬ。

一 オ十三番(山下幸三) 去る十月十五日に昭和三十一年度の一般会計並に特別会計
の決算書の監査を行なつた私は立会議員として出席した。監査の状況は最
正にして且熱心に行なつた。収入役より提出された決算書も会計法と誤
りなく適正なものと認めた次第である。

一 歳長(田村利一) 總務委員長が欠席してゐるので、代理に副本委員長より委員

会の審議経過の説明を求めらる。

一 総務副委員長（並木 秀）昭和三十一年度各会計の決算については去る二十二日午後一時より総務委員会を閉じ慎重審議を重ねたのであります。監査委員より收支の適正である旨の報告がありましたので委員会はこれより承し、各決算共に異議なく承認したものである。

尚内容については一般会計における歳入八四四四四七円は予算に対し二・二%の割合であり良好と認められる。

歳出については七四二四二〇八円で特に本決算は昨年指摘した附記については詳細の説明が述べられ、決算書作成上において進歩のあとがみられる。

歳入歳出も差引いて七三二、四九四の繰越を得たのであります。これは去る四月三十日の臨時議会に町長の再決処分報告の通り、求王閣竟輪収益市町村交付金か年度終了后において一五三、七〇〇円収入となつたために予想以上の繰越となつたものである。又昭和三十一年度より昭和三十一年度に繰越されたものが四四三、八五四円ありこれを差引いても一、二五三、八五四円の剰余があり、現在多くの市町村が赤字財政にあるとき健全な状態を保持し得たこととす。監査委員会の報告を

総務委員会は全面的に認める。

一 議 長（田村利一）他に異議はないか。

一 オニ一 番（田村祐一）本決算は適確に又親切に記載されており、且早く出来たことを感謝する。

特に本年度は早く出来たがこれは町長から督促されたものか、或は別にどのようなことがなってきたか、今后においてもこのように早い時期にできるかと問う。

一 収入役（川辺堅二）決算書の作成は毎年八月三十一日までには完了したくはなう。なお従来事業等が翌年度に持込まれた関係等もあって遅れていた。

本年は比較的早く又町長からも十二月までには必ず認定が終るよう強い要求があった。尚今后も十二月までには認定に付したいと考えている。

一 オニ二 番（山下幸三）唯今決算が非常に早くできたことであつたが、監査も今後三月目に一回は必ずやるよう町長に申入れてある。決算も毎年早急にできるように希望する。

一 議 長（田村利一）昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算につき、異議の有無を問う。異議なしの声多数あり。

一議 長(田村利一) 昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算は異議ないものと認め、認定する。

一議 長(田村利一) 次に特別会計に移り、昭和三十一年度福生町国民健康保険会計決算の説明を求めよ。

一収入役(川辺堅一) 昭和三十一年福生町国民健康保険歳入歳出決算につき、簡単に説明を加えよ。

オ十八番 村尾種吉 オ十九番 設楽美知 出席

一議 長(田村利一) オ十九番議員の意見を求めよ。

一オ十一番(山下幸三) 別に意見はない。

一議 長(田村利一) 総務委員長の見解を問う。

一総務委員長(村尾種吉) 国保の決算について先日の委員会でも慎重審議した結果、監査委員の報告により間違いないものと認め承認した。

一議 長(田村利一) 昭和三十一年度国保の決算につき、異議ないか。

異議なしの声多数あり

一議 長(田村利一) 昭和三十一年度福生町国民健康保険歳入歳出決算は異議ない

ものと認め原案通り認定する。

一議 長(田村利一) 福生町水道事業歳入歳出決算について説明を求めよ。

一収入役(川辺堅一) 昭和三十一年度水道事業歳入歳出決算につき簡単に説明する。

一オ十一番(山下幸三) 水道事業決算についても慎重な監査の結果適正であると認められた。又、水道事業会計は非常に大きな数字を示しているが、今后赤字を出さないよう留意を望む。

一オ十九番(米泉 豊) 給水使用料の三月分が五三九四円で外の月に比べ少いが、これは四月に繰越された為であるか。

一収入役(川辺堅一) 使用料は調定后翌月収入となるので三月分についてもその関係でせい。

一オ十三番(田村祐一) 十一番議員より発言があり、会計規模が大きくなつてあるが赤字を出さぬよう要望があったが赤字がある場合はどのようなときか。

一町 長(秋山誠一) 本年度の何ヶ月かの平均をとって考え、使用料等は七〇万円の収入となる。これに対し人件費、運営費を併せて五〇万円の必要であり、差額の二〇万円が借入金返済や工事費等に当てられる。然し水道組合の加

入金及び積立金が一セ帯当り一才田宛申立ててもらっており、来年度から逐次返還してゆかなければならない。従ってニョウノニョウノ田の黒字がなくてもこれにあってゆかなければならない。今年度の起債は一才田であるがニョウノ田の事業としてなつればならない。これは追加予算に計上してゆくが、この外に

起債対象外の事業例えは区域外の配管等もある場合に赤字が予想される。

一才三番(田村祐一) 水道組合の加入金積立金も寄附金で受入れているが、来年度以降返還する場合特定課目は何とするか。

一町 長(秋山誠一) 起債の関係で名前がむずかしい奨励賞と云うことも考えられるがこれもむずかしいので目下研究中である。

一才五番(山下幸三) 今後の計画遂行止まん泉等も必要となる。貯水槽も必要である。と考えるので整備計画の上で充分検討願いたい。

一才十五番(井上頼太郎) 旧青梅街道の配水管布設工事は中途で止めているが如何なる理由か、附近住民に対し給水は可能か。

一町 長(秋山誠一) あの工事については全部先方が負担してやることになっており給水については厚生委員会において諒解としてあるが、途中に家が建った場合

の給水については検討されていらない。

一才十五番(井上頼太郎) 先方が負担しても配管は当然町のものとして奉り附を受け、附近住民にも給水すべきであって理事者が考へていないのは遺憾である。

一町 役(川達金吉) 起債対象外の工事であって特別の奉り附によって引いたものでボツ。不アーストドよりの申出により、委員会の承認を得たものである。完成ですれば町に奉り附するものと考えるが目下工事は中止されている。

一才十五番(井上頼太郎) 委員会の承認を得たものであっても当然議会の承認を得べきものと考ええる。

一町 役(川達金吉) 完成の時はどのように計らう。

一才十八番(村尾種吉) 資材を会社が負担して行っても材料の良否によって故障も考えられるので監督も充分にして欲しい。

一才二十三番(大久保一郎) 唯今は決算の認定であり、議事の進行を諮りたい。

一議 長(田村利一) 昭和三十一年度福生町上水道事業歳入歳出決算につき、

異議の有無を問う。

異議なしの声多数あり。

一議 長(田村利一) 本件は異議ないものと認め原案通り認定する。

一議 長(田村利一) 次に昭和三十一年度公益質屋決算につき説明を求めよ。

一収入役(川辺堅一) 昭和三十一年度福生町公益質屋歳入歳出決算につき簡単に説明する。

一議 長(田村利一) 本件につき異議の有無を問う。

異議なしの意見あり

一議 長(田村利一) 昭和三十一年度福生町公益質屋歳入歳出決算は異議ないものと認め原案通り認定する。

一議 長(田村利一) 議案オ七九号につき異議の有無を問ひ全会一致原案通り認定する。

一議 長(田村利一) 休憩を宣する。

休憩 午前十一時五十分〜午後十二時四十分

一議 長(田村利一) 再会を宣する。

日程オ二 昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算(議案オ八号)

一議 長(田村利一) 本件を上程する。

一書 記(上野宣勝) 期 読

一町 長(秋山誠一) 本件はオ三回の追加更正予算である。

昭和三十一年度決算もすべし繰越額もはつきりし、町税関係も或程度の見通しがつてきたのでこの程度の追加なら確実に収入として見込まれ、又地才交付税もはつきりしてきたので提案したものである。

歳入において町税は二〇万円の増収が見込まれ、このうち町民税が九万円、固定資産税都市計画税が八万円、電気ガス税が四万円となる。地才交付税は当初に三五万円も計上したが、今度交付額が決定し四四万九千円がくるので差額九千九百五十円を計上した。便用料については町営住宅の便用料及び保証金である。

国庫補助金関係は小中学校の理科教材整備補助金であり、都支出金は青少年問題協議会の増額補助、公明選挙常時啓発事業委託金である。寄附金は土木関係で補助道五号線の改修の寄附金及び水道関係で水道加入者組合り寄附金である。これは起債の関係で問題があり、水道会計に直接受入れず一辺一収会計に入れたものと繰出すと云うことで処理される。繰越金は決算の結果はつきりしたので各團分との差額三、二九八千円が追加された。雑収入では給与改訂に